平成２１年（フ）第１５８３４号
神奈川県横浜市保土ケ谷区天王町２丁目42―２―３―1322
債務者　西　智恵美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８４１号
千葉県山武郡大網白里町小西354
債務者　小関　芳男
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８４２号
神奈川県川崎市高津区蟹ケ谷59―501
債務者　森田　多江
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８４３号
奈良県生駒市小平尾町57―２
債務者　阪田　　剛
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８４４号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷４丁目37―10―203
債務者　比嘉由紀子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８５２号
東京都町田市鶴川５丁目３―８―206
債務者　齊藤　良子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８５３号
東京都西東京市北原町３丁目３―50―103
債務者　溝口加代子（旧姓岩下）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８５４号
東京都江戸川区東葛西５丁目14―６―303
債務者　坂上八千代（旧姓福留）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８５５号
東京都八王子市大和田町７丁目６―39―201
債務者　遠藤江里子（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８５７号
東京都江東区潮見１丁目29―23
債務者　高橋　澄美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８６４号
千葉県習志野市屋敷４丁目１―２―405
債務者　浅原智英子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８６７号
茨城県古河市山田187―19
債務者　秋山　信子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８６８号
神奈川県秦野市緑町８―16
債務者　横尾　岳仁
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８７０号
埼玉県蓮田市緑町２丁目24―７
債務者　賀張　　晃
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８７２号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31―１―15―303
債務者　吉武　啓子（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８８０号
千葉県船橋市前貝塚町1007―22―Ｃ―103
債務者　宮内　廣子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部